

高知工業高等専門学校リスク管理規則

制 定 平成23年 7月21日
一部改正 平成31年 2月21日
一部改正 令和 5年 6月15日

(目的)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生することが予想される様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校におけるリスク管理体制及び危機への対処方法を定め、もって、本校の学生・教職員等の安全の確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本校に、リスク管理を総合的かつ計画的に推進するため、高知工業高等専門学校内部組織規則第4条の2第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校リスク管理室（以下「リスク管理室」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 学生及び教職員等

本校の学生、教職員、その他本校において学業、教育研究等に従事するすべての者をいう。

(2) 危機

火災、災害、重篤な感染症等の発生、事件、事故、情報資産の漏えい等（以下「事象」という。）により、学生及び教職員等の生命若しくは身体又は本校の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。

(3) リスク

ある事象について発生の不確実性があり、発生すると本校の健全かつ円滑な業務遂行を妨げる要因をいう。

(4) リスク管理

想定されるリスクに対する体制及び対応策を検討し、リスクを未然に防止するための措置を講じ、危機発生時において、迅速かつ的確に対応し、その被害を最小限に抑え速やかに復旧回復を図るとともに、危機の原因及び状況の把握・分析により再発防止に努めることをいう。

(リスク管理の対象)

第3条 この規則に定めるリスク管理の対象となる事象（以下「リスク事象」という。）については、次の各号に掲げるものであって、組織的・集中的に対処することが必要な事象とする。

(1) 学生・教職員等の安全に係わる重大な事象

(2) 施設管理上の重大な事象

(3) 社会的影響を及ぼす大きな事象

(4) 本校の社会的信頼を損なう恐れのある事象

(5) 本校の教育研究活動の遂行に重大な支障を及ぼす事象

(6) その他前各号に相当しない事象であって、組織的、集中的に対処する必要があると認められる事象

(リスク管理のための校長等の責務)

第4条 校長は、本校におけるリスク管理を統括する責任者として、全校のリスク管理体制の整

備、充実に努め、対処方策の決定その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 教務主事、学生主事及び寮務主事並びに事務部長は、校長を補佐し、リスク管理体制の整備、充実に努めなければならない。
- 3 ソーシャルデザイン工学科長、基礎教育長、副基礎教育長及び各コース長、専攻科長、図書館長、各センター長及び各課長（以下「学科長等」という。）は、リスク管理室と連携し、各学科、専攻科、図書館、各センター及び各課におけるリスク管理責任者として、リスク管理体制の整備、充実に努めなければならない。
- 4 教職員は、リスク管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。

（リスク管理室の組織）

第5条 リスク管理室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 学生主事
- (4) 寮務主事
- (5) 事務部長
- (6) 総務課長及び学生課長
- (7) その他校長が指名する者

（リスク管理室の室長）

第6条 リスク管理室に室長を置き、校長をもって充てる。

- 2 室長は、リスク管理室の業務を掌理する。
- 3 室長が出張等により不在の場合は、室長が指名した室員が、その職務を代行する。

（リスク管理室員以外の者の出席）

第7条 リスク管理室長が必要と認めたときは、リスク管理室員以外の者を会議に出席させ、当該事項についての意見を述べさせることができる。

（リスク管理室の業務及び権限）

第8条 リスク管理室の業務は、他の所掌に係るものを除き次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) リスク管理に係る関連組織と総合調整に関すること。
- (2) リスク事象に関する情報（校内外の動向等の情報を含む）の収集分析及び周知に関すること。
- (3) 学校運営に支障（重大な損失）を及ぼす事態を常に予測し、想定されるリスクに対する体制及び対応策を検討し、リスクを未然に防止するための措置を講じておくこと。
- (4) リスク管理の教育、研修、訓練等に関すること。
- (5) リスク管理に関する周知、啓発に関すること。
- (6) その他リスク管理に係る必要な事項の実施に関すること。

（機構本部リスク管理本部等との連携）

第9条 リスク管理室は、リスク管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとし、必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(危機発生時への通報等)

- 第10条** 学生、教職員等は、緊急に対処すべき危機の発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、総務課又は学生課（時間外の場合は宿日直者）に速やかに通報しなければならない。
- 2 総務課又は学生課（時間外の場合は宿日直者）は、前号の通報を受け、又は自ら危機を発見した場合は、直ちにリスク管理室員に通報しなければならない。
- 3 リスク管理室員は、前項の通報を受け、又は自ら危機を発見した場合は、直ちにリスク管理室長に報告するとともに、当該危機の状況を確認し、対処方法等を協議しなければならない。
- 4 前項の協議により対処方針等を決定したときは、リスク管理室が対処に当たるものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、室長は、危機によっては、関連組織が危機の対応に当たることが適切と判断したときは、関連組織の長に対処を委ねるものとする。対処を委ねられた関連組織の長は、危機の内容、対処方針、対処状況及び経過等について、随時、室長に報告するものとする。

(災害対策本部)

- 第11条** 校長は、災害等の危機事象への対処のために必要と判断する場合は、当該事象に係る災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部の構成は、次のとおりとする。
- (1) 本部長は、リスク管理室長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- (2) 副本部長は、副校長、学生主事、寮務主事をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 事務部長は、本部長補佐として本部長の方針の下に、教職員を指揮する。
- (4) 本部員は、総務課長（防火管理者）、学生課長、及び本部長の指名する教職員をもって充てる。
- 3 対策本部の事務は総務課が主管し、事務部長が指名する教職員を参画させる。
- 4 対策本部は、危機事象に対処するために、必要に応じて本校内の手続を省略することができるものとする。
- 5 対策本部は、危機事象への対処終了後に、前項により行われた対処について運営会議に報告するものとする。
- 6 教職員及び学生は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 7 本部長は、危機事象への対処を完了したと判断したときは、対策本部を解散するものとする。

(校長に事故あるときの措置)

- 第12条** 校長に事故あるときは、副校長がこの規則に基づき、リスク管理に対処するものとする。
- 2 前項の対処する副校長は、高知工業高等専門学校内部組織規則第5条第7項に定める副校長の順とする。

(秘密保持の義務)

- 第13条** 本校のリスク管理又はリスク対策に関する業務に従事する教職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

- 第14条** リスク管理に関する事務は、総務課が行う。

(雑則)

- 第15条** この規則に定めるもののほか、リスク管理に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年7月21日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校危機管理規則（平成20年10月16日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5年6月15日から施行する。